

柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内における特殊詐欺被害の未然防止を目的として、特殊詐欺撃退電話機等を購入し、設置した者に対し、予算の範囲内において、柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、柴田町補助金等交付規則（平成8年柴田町規則第1号。以下「規則」という。）及び柴田町補助金等交付要綱（平成8年柴田町告示第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特殊詐欺 被害者に電話やその他の手段を用いて対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等(キャッシュカードを含む。)をだまし取る詐欺をいう。
- (2) 特殊詐欺撃退電話機等 電話機の電話番号に架電した者に対し、当該電話機等の呼び出し音が鳴る前に、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する特殊詐欺を防止するための固定電話機又はファクシミリ機能付電話機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本町に住所を有し、かつ、居住している者。
- (2) 補助金の申請時において、満65歳以上の者又はその者の属する世帯の世帯員であること。
- (3) 特殊詐欺撃退電話機等を購入し、居住地において当該特殊詐欺撃退電話機等を設置し利用すること。
- (4) 世帯全員が、柴田町税等を滞納していないこと。
- (5) 世帯全員が、柴田町暴力団排除条例（平成24年柴田町条例第23号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 世帯全員が、この告示に基づく補助金並びに国、県、他市区町村及び関係機関から本補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年1月1日以後に購入した特殊詐欺対策電話機等の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 補助対象経費となる特殊詐欺対策電話機等は、1世帯につき1台限りとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、5,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特殊詐欺対策電話機等を購入した年度内中に、柴田町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる特殊詐欺撃退電話機等の購入に係る領収書(申請者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの。)の写し
- (2) 購入した特殊詐欺撃退電話機等の機能が記載されている取扱説明書等の写し
- (3) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し
- (4) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- (5) 特殊詐欺撃退電話機等の設置完了が確認できる写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、規則第12条の実績報告書及び規則第15条の規定に基づく交付請求書を兼ねるものとする。

(補助金の交付の決定及び額の決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号。以下「交付決定等通知書」という。)により、不適当と認めるときは、柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により、交付決定等通知書を通知したときは、申請者が指定した振込先の口座に補助金を振り込む方法により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、この告示の規定に違反して虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助金対象となる特殊詐欺撃退電話機等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が補助対象の特殊詐欺撃退電話機等を購入した日から起算して5年を経過した場合はこの限りでない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和4年柴田町告示第126号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年柴田町告示第72号)

この告示は、令和4年6月15日から施行する。

年 月 日

柴田町長 殿

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日（満 歳）

柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書

柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金の交付を受けたいので、柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請（請求）します。

なお、本申請の審査に当たり、私及び世帯員の町税等の納付状況等について調査することに同意します。

購 入 日	年 月 日		
メーカー・品名又は型番			
特殊詐欺撃退電話機等の電話番号	() ※審査のため、町から電話をかけることがあります。		
購入金額（税込）※A	金 円		
交付申請額（請求額） ※A×1/2の額（100円未満の端数切り捨て）とし、5,000円を上限とする。	金 円 <input type="checkbox"/> 国、県、その他の市区町村及び関係機関から本補助金と同種の補助金等の交付を受けておらず、今後、受ける予定もありません。		
世帯の満65歳以上の者	フリガナ 氏 名		
	生年月日	年 月 日（満 歳）	
振込先	金融機関名		支店名等
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

添付書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 補助対象となる特殊詐欺撃退電話機の購入に係る領収書(申請者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの。)の写し(2) 購入した特殊詐欺撃退電話機の機能が記載されている取扱説明書等の写し(3) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し(4) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し(5) 特殊詐欺撃退電話機の設置完了が確認できる写真(6) その他町長が必要と認める書類
------	--

(裏面)

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

柴田町長

柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金について、柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付決定をしたので通知します。

- 1 補助金名 柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金の確定額 円

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

柴田町長

柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金について、柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり不交付としましたので通知します。

- 1 補助金名 柴田町特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金
- 2 不交付の理由